

サービス基本契約約款

(平成28年6月)

ニシム電子工業株式会社

— 目次 —

**第1章 総則**

第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（サービスの提供区域）	1
第5条（サービスが適用されない範囲）	1

**第2章 契約**

第6条（利用申込み）	2
第7条（契約の成立）	2
第8条（サービスの最低利用期間）	2
第9条（契約の条件）	2
第10条（契約の変更）	2
第11条（契約者が行う契約の解除）	2
第12条（当社が行う契約の解除）	3
第13条（権利義務譲渡の禁止）	3
第14条（契約者の承継）	3
第15条（氏名等の変更）	3
第16条（契約者及び利用者の責務）	4
第17条（反社会的勢力の排除）	4

**第3章 サービス提供用設備の提供**

第18条（サービス提供用設備の提供）	5
第19条（サービス提供用設備の使用）	5

**第4章 サービスの提供（禁止事項・制限・停止）**

第20条（禁止事項）	6
第21条（サービス提供の制限）	6
第22条（サービス提供の停止）	6

**第5章 料金等**

第23条（料金等）	7
第24条（月額料金の支払義務）	7
第25条（契約解除に伴う料金支払い）	8
第26条（遅延損害金）	8
第27条（端数処理）	8

**第6章 運用・保守**

第28条（問い合わせ）	9
第29条（障害受付）	9
第30条（サービスに係る設備の監視）	9
第31条（当社の維持責任（設備の保守））	9
第32条（契約者の維持責任）	9
第33条（契約者の切り分け責任）	9
第34条（機能維持のための利用制限）	9
第35条（サービス品質保証制度の適用範囲）	9
第36条（サービス品質保証制度）	9
第37条（免責）	10
第38条（サービスに係る設備の滅失、毀損）	10

## 第7章 損害賠償

第39条 (損害賠償) .....	11
第40条 (免責) .....	11
第41条 (契約者の義務) .....	11

## 第8章 雑則

第42条 (機密保持) .....	12
第43条 (ID及びパスワードの管理) .....	12
第44条 (専属的合意管轄裁判所) .....	12
第45条 (準拠法) .....	12
第46条 (サービス個別契約約款の優先) .....	12
第47条 (協議事項) .....	12

付 則 .....	12
-----------	----

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

- 1 ニシム電子工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、「サービス基本契約約款」（以下、「基本約款」といいます。）を定め、これにより各種サービスを提供します。

### 第2条（約款の変更）

- 1 当社はこの基本約款を変更することがあり、その場合、料金及びその他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社がこの基本約款を変更するときは、当該変更により影響を受ける契約者に対して、当社の定めた方法により事前にその内容を通知します。

### 第3条（用語の定義）

- 1 本基本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	当社とサービス契約を締結しようとする法人等をいいます。
契約者	当社とサービス契約を締結している法人等をいいます。
サービス基本契約約款	本約款をいいます。
サービス個別契約約款	サービスごとに定める契約約款をいいます。
サービス利用申込書	契約者が各サービスの新規利用及び変更について申し込む場合に当社へ提出する書類です。
サービス利用承り書	契約者が各サービスの新規利用及び変更について申し込んだ内容を当社が承諾した場合に契約者へ提出する書類です。
電気通信事業者	音声通話やデータ通信をはじめとする各種の電気通信サービスを提供する企業をいいます。
サービス提供用設備	サービス提供を行うための機械、器具、その他の電氣的設備をいいます。
自営電気通信設備	契約者が設置する電気通信提供を行うための機械、器具、その他の電氣的設備をいいます。
自営回線網	電気通信事業者が提供する回線とは別に、契約者が敷設する回線をいいます。
自営端末機	契約者が設置する端末機をいいます。
サービス品質保証制度	当社がサービス品質を示す指標を掲げてその基準値を維持することで契約者にサービス品質を保証する制度をいいます。

### 第4条（サービスの提供区域）

- 1 基本約款で定めるサービス提供区域は、日本国内とします。ただし、当社設備を契約者事務所等に設置して提供するサービスにおいては、サービス提供区域を福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県とし、その他地区については、当社と契約者にて別途協議とします。

### 第5条（サービスが適用されない範囲）

- 1 次の各号に該当する事項は、サービスの適用外とします。
  - (1) 当社が定める料金表に含まれない設備等のサービス提供
  - (2) 当社が提供するサービス以前に設置してある機器及びケーブル等の撤去、廃棄  
なお、希望される場合は、当社が提供を承諾する場合において、当社が算定する実費を請求するものとします。
  - (3) 端末機器において、当社が指定する規格（コネクタ、OS等）と異なる場合
  - (4) 当社からのサービス提供開始後、契約者の都合等により対応外の規格（コネクタ、OS等）に変更となった場合
  - (5) 当社が認定しない機器をサービス提供機器に接続する場合
  - (6) その他各サービスの詳細において定められている事項以外

## 第2章 契約

### 第6条（利用申込み）

- 1 サービスを利用しようとする申込者は、基本約款及び当社が別途定める各サービスのサービス個別契約約款に同意の上、当社所定の「サービス利用申込書」を当社に提出するものとします。

### 第7条（契約の成立）

- 1 当社は、「サービス利用申込書」の内容を確認し、利用申込書を承諾する場合は、当社が申込者に対し発行する「サービス利用承り書」により通知します。契約は、申込者がこの「サービス利用承り書」を受領した時に成立するものとします。  
なお、申込者が第9条（契約の条件）第1項のいずれかに該当する場合は、利用申込みを承諾しない場合があります。
- 2 サービスの開始日は、「サービス利用承り書」に記載される利用開始日とし、この利用開始日を課金開始日とします。

### 第8条（サービスの最低利用期間）

- 1 基本約款に基づき提供するサービスにおいては、提供する各サービスのサービス個別契約約款に最低利用期間を設定することがあります。  
その場合、契約者は、最低利用期間が満了するまで利用契約を解除できないものとします。

### 第9条（契約の条件）

- 1 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を締結しない場合があります。
  - (1) 申込者がサービスの運用に必要な設備等へ電源を供給できないとき。
  - (2) 申込者がサービスの運用に必要な設備等の設置場所を準備できないとき。
  - (3) 申込者が提供する設備等の設置場所の環境が当社指定の環境に合わないとき。
  - (4) 当社が提供する設備等の設置場所へ当社が入所できないとき。
  - (5) 当社がサービスの運用等を確認する場合に申込者の自営端末機等を操作できないとき。
  - (6) 申込者の自営端末機等の技術的条件（プロトコル等）及び機能が当社指定に合わないとき。
  - (7) 利用申込みに係るサービスの提供が技術上困難なとき。
  - (8) 申込者が、その利用申込みに係る契約上の義務を怠る恐れがあることが明らかなきとき。
  - (9) 申込者が、第12条（当社が行う契約の解除）第1項各号に該当するとき。
  - (10) 利用申込書に虚偽の記載があったとき。
  - (11) その他、前各号に準ずる場合で、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により契約を締結しない場合は、申込者にその旨を通知します。

### 第10条（契約の変更）

- 1 契約者は、サービスの内容を変更しようとするときは、当社が別途定める「サービス利用申込書」により、提供サービスごとに定める日までに当社へ申し込むものとします。
- 2 当社は、前項の込みがあったときは、第9条（契約の条件）に基づいて取扱います。
- 3 当社が本条第1項の申込みを承諾し、サービスの内容を変更する場合、「サービス利用承り書」により通知し、当社及び契約者が合意するものとします。
- 4 サービスの変更による課金開始日は、「サービス利用承り書」に記載の利用開始日とします。

### 第11条（契約者が行う契約の解除）

- 1 契約者が利用契約を解除する場合には、提供サービスごとに定める日までに、当社所定の様式により解除するものとします。
- 2 解除日が月の途中にあたる場合の支払については、第24条（月額料金の支払義務）第2項によるものとします。

#### 第12条（当社が行う契約の解除）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときには、契約者に対し何等の通知催告をしないで直ちに利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) サービスの料金又は遅延損害金を請求書に指定した支払期日を経過しても支払わず、督促にも従わないとき。
  - (2) 申込み、その他の利用契約に係る手続きに関して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
  - (3) 契約者が当社に断りなく設備等を移動し、サービスの提供ができないとき。
  - (4) 契約者が当社に断りなくソフトウェア等を投入し、その影響によりサービスの提供ができないとき。
  - (5) 本基本約款に違反する行為で、当社の業務の遂行や当社の設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたと当社が判断したとき。
  - (6) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
  - (7) 破産手続き開始、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがあったとき、あるいは清算に入ったとき。
  - (8) 解散又は営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
  - (9) その他財産状況が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
  - (10) 前各号に掲げる場合のほか、契約者の利用態様が当社、又は他の契約者の利益を損なうおそれがあると当社が判断し、その利益保全のために他に取らうる手段がないとき。
- 2 当社は、契約者が本契約に基づく債務を履行せず、当社から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なお、その期間内に履行しないときは直ちに利用契約を解除することができるものとします。
- 3 当社は、サービスの提供を継続できない事由が生じた場合、契約者へ事前にサービスの提供を終了する旨を通知し、利用契約を解除することができるものとします。

#### 第13条（権利義務譲渡の禁止）

- 1 契約者は、本契約の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、担保提供その他処分をすることはできないものとします。

#### 第14条（契約者の承継）

- 1 契約者である法人に相続又は合併による地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、承継されたことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社へ通知するものとします。
- 2 当社は、承継した法人が第9条（契約の条件）第1項各号のいずれかに該当するとき、承継した法人との契約を解除することができるものとします。

#### 第15条（氏名等の変更）

- 1 契約者は、商号、代表者又は住所に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
- 2 当社は前項の届出があった場合は、契約者からその事実を証明する書類を提出していただくものとします。

#### 第16条（契約者及び利用者の責務）

- 1 提供サービスにおける契約者及び利用者の責務は次の各号のとおりとし、違背により生じたいかなる損害も当社は責任を負いません。
  - (1) サービスの利用は、契約者及び契約者が認定した利用者（以下「認定利用者」といいます）とし、認定利用者から第三者への再利用許諾はできないこととします。
  - (2) 契約者は、認定利用者のサービス利用について責任を負うこととします。
  - (3) 契約者は、サービス利用に伴い取り扱った各種データの管理責任を負うこととします。
  - (4) 契約者は、サービス提供機器への不正アクセスや各種法令に違反する行為を防止する義務を負うこととします。
  - (5) 認定利用者は、付与されたユーザーID やパスワード等の漏洩を防止する義務を負うこととします。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び契約者は、自らが「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等（以下、反社会的勢力という。）でないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉及び信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、自らの役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 2 当社及び契約者は、前項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
- 3 当社及び契約者は、相手方が前2項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちにこの約款に基づいて締結した契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 4 当社及び契約者は、相手方の違反により前項に基づき契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとします。

### 第3章 サービス提供用設備の提供

#### 第18条（サービス提供用設備の提供）

- 1 当社は、サービスに係る設備を提供します。
- 2 当社は、契約者から当社が提供する設備について移設要求があったときは、第19条（サービス提供用設備の使用）第3項により移設を行いません。

#### 第19条（サービス提供用設備の使用）

- 1 契約者は、第18条（サービス提供用設備の提供）により提供を受けた設備等に要する電力料等の費用を負担するものとします。
- 2 契約者は、設備の譲渡、転貸、改造はできません。また、契約者は設備等を分解、修理、調整及び、貼付された当社等の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。
- 3 契約者は、設備をサービス提供開始時の設置場所以外に移動できないものとします。移設が必要な場合は、契約者からの申告により、現地調査のうえ当社にて移設を実施します。移設に係る費用については、サービス利用料とは別に請求します。
- 4 当社又は契約者が同意する当社の代理人は、設備をいつでもその設置場所で点検できるものとします。

## 第4章 サービスの提供(禁止事項・制限・停止)

### 第20条 (禁止事項)

- 1 契約者及び利用者は当社サービスの利用において、次の各号の行為を行わないものとします。
  - (1) 日本国の法令又は公序良俗に違反する行為
  - (2) 第三者に損失、損害又は不利益を与える行為
  - (3) 当社サービスの運営を妨げる行為、又は妨げる恐れのある行為
  - (4) その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為
- 2 契約者又は利用者が前項の行為を行った場合、その行為の責任は、契約者又は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第21条 (サービス提供の制限)

- 1 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防、救援、交通又は電力の供給確保に必要な事項を内容とするサポート、あるいはその他公共の利益のため緊急に行うことを要するサポートを優先的に取扱うため、サービスの提供を制限する措置をとることがあります。
- 2 前項の場合は、できる限り事前にその旨を契約者に通知します。事前に通知できない場合は、サービス制限後、速やかに通知します。

### 第22条 (サービス提供の停止)

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供を停止する場合があります。
  - (1) 当社サービスに係る設備等の保守上又は修繕上やむを得ないとき。
  - (2) 当社サービスに係る設備等にやむを得ない障害が発生したとき。
  - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することによりサービスの提供が困難になったとき。
  - (4) 契約者で準備する電気通信事業者回線又は自営回線網が停止したとき。
- 2 当社は、本条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由及び実施期間を当社で定める方法で契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第5章 料金等

### 第23条 (料金等)

- 1 サービスに係る料金及び関連費用(サービス解除時の撤去費用など)は、サービス個別契約約款に定めるところによります。
- 2 料金の支払方法については、原則月支払いとし、契約者が年支払いや一括支払いを希望する場合は、当社と契約者にて別途協議とします。
- 3 当社は、当社が定める方法によりサービスの料金を契約者に請求します。
- 4 前項により料金等の請求を受けた契約者は、当社が指定した期日までに料金を当社の指定する方法により支払うものとします。なお、支払時に発生する支払手数料等は、契約者の負担とします。
- 5 契約者が当社に対して料金等を支払う場合、支払いを要する金額は、前項の料金の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 6 契約者は個別のサービス毎に当社が定めた割引について、割引適用条件を承諾し申し込みすることにより、割引の適用を受けることができます。
- 7 当社は、当社に特別な事情がある場合は、本条第2項の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### 第24条 (月額料金の支払義務)

- 1 契約者は、サービスの課金開始日から契約を解除又は終了する日までの間、当社にサービスの月額料金を支払うこととします。
- 2 月額で定める料金等について日割計算を行なう必要がある場合は、利用日数に料金等の当該月の日数分の1を乗じて計算します。
- 3 本条第1項の期間において、設備等の利用の一時中断等によりサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
  - (1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
    - ① 契約者が契約者の都合により利用の一時中断をしたとき。
    - ② 契約者が契約者の都合により利用を停止したとき。
    - ③ 第21条(サービス提供の制限)に該当する場合で、サービスが利用できない状態が生じたとき。
    - ④ 第22条(サービス提供の停止)に該当する場合で、サービスが利用できない状態が生じたとき。
    - ⑤ その他契約者の責めにより、サービスが利用できない状態が生じたとき。
  - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりサービスを全く利用できない状態(サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。(他に別段の定めがある場合はその定める時間とします。)	当社がそのことを知った時刻(機器異常を検知した時刻もしくは契約者から障害申告があった時刻のうち早い方の時刻)以後の利用できなかった時間について、24時間毎に日数を計算し、当該サービス毎にその日数に対応するサービスについての料金。
2 当社の故意又は重大な過失によりサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	当社がそのことを知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するサービスについての料金。

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、その料金を当社の定める方法により返還します。

第25条（契約解除に伴う料金支払い）

- 1 最低利用期間を定めたサービスにおいては、第8条（サービスの最低利用期間）の定めにより、最低利用期間が満了する前に利用契約を解除することができないものとします。

第8条（サービスの最低利用期間）の定めにもかかわらず、最低利用期間満了月前に利用契約を解除する場合、契約者は当社と協議し、解除月から最低利用期間満了月までの月額料金の合計に相当する金額を基本として合意した金額を、当社が定める期日までに一括して当社に支払うものとします。

第26条（遅延損害金）

- 1 契約者は、サービスの料金を請求書に指定する支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から起算して支払いの日までの期間について、未払額に対し年10.0%の割合で計算した額を、遅延損害金として当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第27条（端数処理）

- 1 この基本約款の規定に基づき金額の計算をした場合に、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

## 第6章 運用・保守

### 第28条 (問い合わせ)

- 1 当社は、契約者からのサービスに関する問い合わせについて、提供サービスごとに定めた時間にて受け付けるものとします。

### 第29条 (障害受付)

- 1 当社は、契約者からのサービスに関する障害連絡について、提供サービスごとに定めた時間にて受け付けるものとします。

### 第30条 (サービスに係る設備の監視)

- 1 当社は、サービスに係る設備の機器異常を、提供サービスごとに定めた範囲及び時間にて監視するものとします。

### 第31条 (当社の維持責任(設備の保守))

- 1 当社は、サービスに障害が発生した場合、障害の切り分け作業を実施し、障害の原因が当社の設備にあるときは、早急に設備の復旧に努めます。障害の切り分け作業及び復旧作業は、原則として提供サービスごとに定めた時間内での対応とします。

### 第32条 (契約者の維持責任)

- 1 契約者は、当社が提供するサービス環境に接続される自営端末機等が当社の技術的事項に適合するよう維持していただきます。

### 第33条 (契約者の切り分け責任)

- 1 当社が提供するサービスが利用できなくなったときは、自営端末機等に故障のないことを確認のうえ、当社に調査の請求をすることができます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は提供サービスにおける故障の発生状況の確認や必要に応じ当社係員を派遣して調査等を実施します。調査の結果、当社設備に故障がないと判明したときは係員の派遣に要した費用を請求することがあります。

### 第34条 (機能維持のための利用制限)

- 1 当社は提供するサービスの機能を維持することを目的とした以下の事由によりサービスの提供や一部機能を制限することがあります。
  - (1) 当社設備の点検等を行なうため
  - (2) 当社設備に障害が発生し、影響範囲を拡大させないため
- 2 当社は前項の規定によりサービスの提供や一部機能の制限を行なうときは、その理由及び実施期間を当社の定める方法で契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はその限りではありません。

### 第35条 (サービス品質保証制度の適用範囲)

- 1 当社が提供するサービスのうち、サービス品質保証制度を定めるサービスにおいて適用します。

### 第36条 (サービス品質保証制度)

- 1 当社が提供するサービスにおいて、契約者の責めによらない事由によりサービスを全く利用できない状態が発生した場合(故障が発生した場合をいいます。)に、サービス個別契約約款にサービス品質保証制度に係る定めがある場合には、その定めるところによります。
- 2 当社がサービスの停止を伴う故障を検知した場合、速やかに当社と契約者で確認した連絡先に、電話等で連絡します。ただし、深夜等で連絡がつかない場合はこの限りではありません。

第37条（免責）

- 1 次の各号に該当する場合は、品質保証制度における補償の適用外とします。
  - (1) 天災、事変及びその他の非常事態の発生により駆け付けに時間を要した場合
  - (2) 電源供給が停止した場合
  - (3) 利用者の了解により対応を免除された場合
  - (4) 利用者等の都合により、当社の故障回復処置が困難な場合
  - (5) 電気通信事業者及び契約者の通信回線網等の障害によりサービスが利用できない場合
  - (6) その他、当社に故意又は重大な過失がないと認められた場合

第38条（サービスに係る設備の滅失、毀損）

- 1 サービスの利用期間中、盗難、火災、風水害、地震その他いずれの責任にもよらない事由によりサービスに係る設備の滅失、毀損が生じたときは、サービス復旧に要する費用のうち当社が契約する保険で賄えない費用について、当社と契約者の間で協議の上、双方の負担額を決定するものとします。

## 第7章 損害賠償

### 第39条（損害賠償）

- 1 当社が提供するサービスのうち、品質保証制度を定めないサービスにおいては次の損害賠償を適用します。
  - (1) 当社が提供するサービスにおいて、当社作業に起因する機器の停止など、当社の責めに帰すべき事由により、当社と合意したサービスが全く利用できない状態を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。
  - (2) 前項において、契約者のサービスが全く利用できない状態を当社が知った時刻から起算して24時間以上連続したときは、24時間を1日と計算し、月額に当該月の日数分の1を乗じた金額に算出した日数を乗じた金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
  - (3) 当社が賠償する金額は、契約金額の月額相当分を限度として賠償責任を負うものとします。

### 第40条（免責）

- 1 当社は、サービスの利用に関して、当社の責めによる場合を除き、契約者が被った損害又は損失等については、損害賠償責任・損失補償責任並びにその他の法律上の責任を問わず、その一切の責任を負うものではありません。
- 2 当社は、サービスの提供において、電気通信事業者及び契約者の通信回線網等を利用する場合に、この回線の障害によりサービスの提供ができない場合は、当社の責任はないものとします。
- 3 契約者がサービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決し、当社には損害を与えないものとします。
- 4 当社は、契約者がサービスを利用するにあたり設備等及び自営端末機を使用する場合において、その製造元が提供する動作について、一切その動作保証を行なうものではありません。
- 5 次の各号に該当する場合は、損害賠償の適用外とします。
  - (1) 天災、事変及びその他の非常事態の発生により駆けつけに時間を要した場合
  - (2) 電源供給が停止した場合
  - (3) 計画メンテナンス実施の場合
  - (4) 利用者の了解により対応を免除された場合
  - (5) その他、当社に故意又は重大な過失がないと認められた場合

### 第41条（契約者の義務）

- 1 当社が基本約款に基づき設置したサービス提供用設備等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が設置したサービス提供用設備等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。ただし、次の場合を除きます。
  - (1) 天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要がある場合
  - (2) 自営端末機又は自営電気通信設備の接続のため必要がある場合
  - (3) 自営端末機又は自営電気通信設備の保守のため必要がある場合
- 3 契約者は契約者の責めに帰すべき事由により、当社が基本約款に基づき設置したサービス提供用設備等を亡失し、又は破損した場合は、補充、修繕その他必要な費用を負担するものとします。

## 第8章 雑則

### 第42条（機密保持）

- 1 当社及び契約者は、捜査機関等から適法な手続きにより情報開示の請求があった場合を除き、利用契約の履行に際して知り得た相手方の業務上の機密（通信の秘密を含む。）を、第三者に開示、漏洩しないこととします。ただし、相手方の事前の承諾があった場合、及び公知の事実であった場合は、この限りではありません。

### 第43条（ID及びパスワードの管理）

- 1 契約者は当社から提供を受けたID及びパスワードを適正に管理し、これを第三者に貸与、使用させてはならないものとします。
- 2 当社は、契約者によるID又はパスワードの使用上の過誤及び第三者による使用により生じた損害について責任を負わないものとします。

### 第44条（専属的合意管轄裁判所）

- 1 当社と契約者間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### 第45条（準拠法）

- 1 この基本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

### 第46条（サービス個別契約約款の優先）

- 1 本基本約款とサービスごとに定めるサービス個別契約約款の記載事項が重複した場合、サービス個別契約約款の記載を優先します。

### 第47条（協議事項）

- 1 本基本約款に定めのない事項、又はこの基本約款の各条項について疑義が生じた場合には、当社と契約者は誠意をもって協議し、解決をはかるものとします。

## 付 則

### （実施時期）

この約款は、平成28年6月24日から実施します。